

**令和7年度  
札幌市保育人材就職支度手当  
補助事業**

**申請の案内**

**札幌市子ども未来局 支援制度担当部  
保育推進課**

# 目次

---

<b>1. 制度概要</b>	<b>1</b>
(1) 目的	1
(2) 補助対象施設	1
(3) 新卒者等の範囲	1
(4) 就職支度手当の範囲	2
(5) 補助金の交付額	2
(6) 補助対象期間	2
<b>2. 申請手続</b>	<b>3</b>
(1) 申請の流れ	3
(2) 提出書類	3
(3) 提出方法	3
(4) 問い合わせ先	3
<b>3. 交付決定の取り消し等</b>	<b>4</b>
(1) 取消し	4
(2) 返還	4
(3) 他の補助金等の一時停止	4
<b>4. FAQ</b>	<b>5</b>

## 1. 制度概要

### (1) 目的

札幌市内の保育施設が新卒者等に対して支給する就職支度手当について、札幌市がその一部を補助することにより、新卒者等の保育施設への就職を促し、札幌市における保育人材の確保に繋げることを目的とする。

### (2) 補助対象施設

次のアからエに掲げる札幌市内の施設のうち、(3)に示す新卒者等を採用し、当該新卒者等に対して、就職支度手当を支給した施設(ただし、札幌市が設置及び運営する施設を除く)。

ア 認可保育所

イ 認定こども園

ウ 幼稚園(札幌市一時預かり事業実施園のみ)

エ 特定地域型保育事業所

#### 【補助対象施設】

対象施設種別			
保育所	認定こども園	特定地域型 保育事業所	幼稚園
○	○	○	△ ※ 札幌市一時預かり事業実施園のみ

### (3) 新卒者等の範囲

**補助の対象とする新卒者等とは、下記のア～ウをすべて満たす者とする。**

ア 保育士資格を取得した者または幼稚園教諭免許状を取得した者のうち、初めて保育士等<sup>※</sup>として就職する者及びイの要件を満たす保育士等として初めて就職する者(いずれも既卒者を含む)。

※保育士等: 保育士、保育教諭または幼稚園教諭

イ 雇用契約上、補助対象施設の就業規則において定められている常勤の保育士等が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。)に達している者またはそれ以外の者であって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者(以下「常勤保育士等」という。)

ウ 勤務開始後、6カ月以上、雇用継続する者。

#### (4) 就職支度手当の範囲

---

補助の対象となる就職支度手当とは、新卒者等が就労を開始するにあたり、その準備等に要する経費に充てることなどを目的とした手当とする(手当の名称は問わない)。

#### (5) 補助金の交付額

---

補助対象施設が新卒者等に対して5万円以上の就職支度手当を支給した場合に、その2分の1(千円未満切り捨て)を補助金として交付する。

ただし、補助金の上限額は5万円とする。

【補助イメージ】

	就職支度手当	市からの補助額(半額)
1	10万円以上	5万円(上限)
2	5万円	2万5千円

#### (6) 補助対象期間

---

令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)に勤務を開始した新卒者等に支給した就職支度手当を補助対象とする。

## 2. 申請手続

---

### (1) 申請の流れ

---

① 交付申請 2/27(金)～4/2(木)

② 交付決定 4月下旬

③ 交 付 5月下旬

※ 補助金は概算交付せず必要経費確定後に申請し、確定額を交付(精算手続きを要しない)。

### (2) 提出書類

---

① 就職支度手当申請書等(Excelファイル)

※ 作成方法は、ファイル内「作成方法&要件」を参照。

※ 申請に必要なファイルは、札幌市から補助交付対象事業者へ別途送付。

### (3) 提出方法

---

Graffer スマート申請のフォーム「【札幌市子ども未来局】令和7年度保育人材就職支度手当補助事業費補助金の申請」から、(2)を提出。

※ 申請フォームのアドレスは、札幌市から補助交付対象事業者へ別途案内。

### (4) 問い合わせ先

---

札幌市子ども・子育て支援事務センター

(受託者: パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社)

電話: 011-211-2626(平日9:00～17:30)

メールアドレス: [jinzai@sapporo-ksjc.jp](mailto:jinzai@sapporo-ksjc.jp)

### 3. 交付決定の取り消し等

---

#### (1) 取消し

---

補助対象施設が、次の項目に該当するときは、補助金の交付決定を取り消す。

- ア 補助条件に違反したとき。
- イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ウ 法令またはこれに基づく処分に違反したとき。
- エ その他市長が補助することを不相当と認めたとき。

#### (2) 返還

---

交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、札幌市が期限を定めて、返還するものとする。

#### (3) 他の補助金等の一時停止

---

補助金の返還を命ぜられ、当該補助金等の全部または一部を納付しない場合、同種の事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額を相殺する。

#### 4. FAQ

Q1	補助対象となる新卒者等とは、正規雇用のみ対象か？
A	雇用形態を問わず、非正規雇用の方も対象になります。ただし、「派遣職員」は、補助対象施設と雇用関係にないため対象外です。

Q2	1(3)の「新卒者等の範囲」(p.1)のうち、アに定める「イの要件を満たす保育士等として初めて就職する者」とは具体的にどのようなケースを想定しているのか？
A	過去に保育士等として、パート、アルバイトなどで勤務したことがある方で、1(3)のイに定める「常勤保育士等」としては初めて就職する方を想定しています。

Q3	1(3)の「新卒者等の範囲」(p.1)について、保育補助者、保育支援者など、他職種で勤務したことのある人は対象になるか？
A	他職種で勤務したことのある方でも、初めて常勤保育士等として就職する方は対象になります。

Q4	認可外保育施設から転職した人は、「新卒者等」に該当するか？
A	施設種別等にかかわらず、過去に常勤保育士等として勤務したことのある方は対象外です。

Q5	補助対象となる新卒者等について、「勤務開始後、6カ月以上、雇用継続する者」とあるが、申請時点で満たしている必要はあるか？
A	6カ月以上、雇用継続する予定の者であれば、申請時点で満たしている必要はありません。

Q6	「勤務開始後、6カ月以上、雇用継続する者」について、6カ月以上、雇用継続するが、雇用期間の定めがある場合(例えば1年など)にも補助対象となるか？
A	事業の目的等から、就労継続する新卒者等を想定していますが、雇用期間の更新を前提とするものや雇用期間の定めのない職員への切替えなども考えられるため、雇用期間の定めのある場合にも、補助対象施設が適当と判断して支給した就職支度手当については、補助対象といたします。

<b>Q7</b>	補助金額の算定はどのように行うのか？
<b>A</b>	補助対象施設が新卒者等に対して5万円以上の就職支度手当を支給した場合に、その2分の1(千円未満切り捨て)を補助金として交付します。 このため、5万円未満の就職支度手当は対象外になります。また、補助金の上限額を5万円としているため、10万円以上の就職支度手当を支給した場合は、札幌市からの補助金は5万円のままとなります。

<b>Q8</b>	補助金の支給方法は「概算払い」か？「通常払い」か？
<b>A</b>	補助対象施設が就職支度手当を支給したあとに申請を受け付ける「通常払い」を予定しています。

<b>Q9</b>	補助対象施設が補助金を申請できる期間にルールはあるか？
<b>A</b>	補助対象施設が補助金を申請できる期間は、「新卒者等が勤務を開始した年度」の補助申請期間です。 【例1】 令和7年6月から勤務を開始する新卒者等に対して、令和7年7月に就職支度手当を支給した場合 ⇒令和7年度の補助対象となります。 【例2】 令和7年4月から勤務を開始する新卒者等に対して、令和7年2月に就職支度手当を支給した場合 ⇒令和7年度の補助対象となります。 【例3】 令和7年3月から勤務を開始する新卒者等に対して、令和7年5月に就職支度手当を支給した場合 ⇒補助対象外となります。 【例4】 令和8年4月から勤務を開始する新卒者等に対して、令和8年2月に就職支度手当を支給した場合 ⇒令和8年度の補助対象となります。